

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林						丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
61	八幡平字岩崎	82	175	010	00	<時期> ○ 丙から甲に対する(D)の支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先）甲の指定する口座
62	八幡平字岩崎	90-3	175	010	00	
63	八幡平字岩崎	74	175	016	00	
64	八幡平字岩崎	69-1	175	019	00	
65	八幡平字岩崎	51-1	175	047	00	
66	八幡平字岩崎	52	175	047	00	
67	八幡平字岩崎	49	175	052	00	
68	八幡平字岩崎	51-7	175	052	00	
69	八幡平字岩崎	51-2	175	054	00	
70	八幡平字岩崎	51-11	175	058	00	
71	八幡平字岩崎	51-21	175	061	00	
72	八幡平字岩崎	55-12	175	062	00	
73	八幡平字岩崎	55-10	175	065	00	
74	八幡平字岩崎	55-8	175	068	00	
75	八幡平字岩崎	55-6	175	069	00	
76	八幡平字岩崎	55-4	175	072	00	
77	八幡平字岩崎	55-3	175	073	00	
78	八幡平字岩崎	51-13	175	077	00	
79	八幡平字岩崎	37-13	175	090	00	
80	八幡平字岩崎	37-14	175	090	00	
81	八幡平字岩崎	37-10	175	091	00	
82	八幡平字岩崎	37-9	175	091	00	
83	八幡平字岩崎	37-19	175	092	00	
84	八幡平字岩崎	37-15	175	096	00	
85	八幡平字岩崎	37-11	175	100	00	
86	八幡平字岩崎	37-23	175	105	00	
87	八幡平字岩崎	48-10	175	108	00	
88	八幡平字岩崎	48-8	175	109	00	
89	八幡平字岩崎	48-9	175	109	00	
90	八幡平字岩崎	48-6	175	111	00	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林						丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
91	八幡平字岩崎	48-3	175	112	00	<時期> ○ 丙から甲に対する(D)の支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先）甲の指定する口座
92	八幡平字岩崎	48-1	175	113	00	
93	八幡平字岩崎	37-5	175	114	00	
94	八幡平字岩崎	37-8	175	118	00	
95	八幡平字長牛下モ平	8	175	217	00	
96	八幡平字タムラ	43-1	175	220	00	
97	八幡平字タムラ	22	175	222	00	
98	八幡平字上堰	85	175	231	00	
99	八幡平字浦田	37-1	176	004	00	
100	八幡平字長牛下モ平	13	176	015	00	
101	八幡平字長牛下モ平	14	176	015	00	
102	八幡平字長根	132-19	176	095	00	
103	八幡平字長根	132-8	176	095	00	
104	八幡平字長根	132-12	176	103	00	
105	八幡平字長根	132-13	176	104	00	
106	八幡平字長根	132-10	176	108	00	
107	八幡平字長根	132-6	176	109	00	
108	八幡平字長根	132-4	176	111	00	
109	八幡平字上堰	18-1	176	138	00	
110	八幡平字浦田	52-1	176	239	00	
111	八幡平字浦田	64-1	176	246	00	
112	八幡平字浦田	64-2	176	246	00	
113	八幡平字カラメ田	43-1	177	040	00	
114	八幡平字カラメ田	68-1	177	049	00	
115	八幡平字林の外	27	177	051	00	
116	八幡平字林の外	30	177	051	00	
117	八幡平字林の外	21-4	177	053	00	
118	八幡平字林の外	21-5	177	053	00	
119	八幡平字林の外	31-1	177	055	00	
120	八幡平字林の外	34-1	177	055	00	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林						丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
121	八幡平字カラムエ田	62-1	177	058	00	<時期> ○ 丙から甲に対する(D)の支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
122	八幡平字林の外	22-1	177	058	00	
123	八幡平字カラムエ田	75-1	177	062	00	<相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
124	八幡平字カラムエ田	76	177	062	00	
125	八幡平字カラムエ田	72-1	177	065	00	
126	八幡平字カラムエ田	74-1	177	067	00	
127	八幡平字八升地	29-33	177	110	00	
128	八幡平字林の外	23	177	110	00	
129	八幡平字指鳥	9	177	113	00	
130	八幡平字八升地	29-21	177	113	00	
131	八幡平字指鳥	11	177	114	00	
132	八幡平字指鳥	12	177	114	00	
133	八幡平字八升地	29-6	177	122	00	
134	八幡平字八升地	30-38	179	048	00	
135	八幡平字八升地	30-39	179	048	00	
136	八幡平字八升地	30-10	179	051	00	
137	八幡平字八升地	30-13	179	051	00	
138	八幡平字八升地	30-17	179	051	00	
139	八幡平字八升地	30-21	179	051	00	
140	八幡平字八升地	30-8	179	051	00	
141	八幡平字杉沢	22-1	179	215	00	
142	八幡平字杉沢	53	179	217	00	
143	八幡平字杉沢	54	179	217	00	
144	八幡平字杉沢	2	180	001	00	
145	八幡平字杉沢	20-1	180	015	00	
146	八幡平字杉沢	20-4	180	018	00	
147	八幡平字杉沢	20-5	180	018	00	
148	八幡平字杉沢	20-6	180	018	00	
149	八幡平字杉沢	17-1	180	023	00	
150	八幡平字杉沢	20-3	180	025	00	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林						丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
151	八幡平字杉沢	50	180	029	00	<時期> ○ 丙から甲に対する(D)の支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先）甲の指定する口座
152	八幡平字桃枝平	19	180	111	00	
153	八幡平字桃枝平	27	180	141	00	
154	八幡平字穴戸口	20	182	001	00	
155	八幡平字白砂館	71-3	182	009	00	
156	八幡平字白砂館	22	182	010	00	
157	八幡平字白砂館	39-2	182	030	00	
158	八幡平字白砂館	40	182	030	00	
159	八幡平字白砂館	41	182	032	00	
160	八幡平字白砂館	65	182	033	00	
161	八幡平字白砂館	63-1	182	034	00	
162	八幡平字白砂館	63-2	182	034	00	
163	八幡平字白砂館	62-4	182	040	00	
164	八幡平字白砂館	62-7	182	040	00	
165	八幡平字白砂館	62-8	182	040	00	
166	八幡平字白砂館	62-3	182	041	00	
167	八幡平字白砂館	62-10	182	051	00	
168	八幡平字白砂館	62-11	182	051	00	
169	八幡平字白砂館	62-12	182	051	00	
170	八幡平字白砂館	62-13	182	052	00	
171	八幡平字白砂館	62-14	182	054	00	
172	八幡平字白砂館	62-15	182	057	00	
173	八幡平字白砂館	62-16	182	058	00	
174	八幡平字白砂館	62-17	182	060	00	
175	八幡平字白欠	56-2	182	075	00	
176	八幡平字白欠	57	182	075	00	
177	八幡平字白砂館	46-1	182	079	00	
178	八幡平字白欠	76-1	182	084	00	
179	八幡平字新山	3	183	002	00	
180	八幡平字新山	4	183	005	00	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林						丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
181	八幡平字平尻	13	183	005	00	<時期> ○ 丙から甲に対する(D)の支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先）甲の指定する口座
182	八幡平字平尻	17	183	023	00	
183	八幡平字平尻	38	183	044	00	
184	八幡平字平尻	46	183	067	00	
185	八幡平字平尻	101-10	183	081	00	
186	八幡平字平尻	101-11	183	081	00	
187	八幡平字大谷地	33	183	098	00	
188	八幡平字大谷地	34	183	098	00	
189	八幡平字大谷地	37-2	183	100	00	
190	八幡平字大谷地	62-2	183	107	00	
191	八幡平字黒沢頭	19-22	183	115	00	
192	八幡平字黒沢頭	19-16	183	120	00	
193	八幡平字黒沢頭	19-18	183	120	00	
194	八幡平字黒沢頭	19-19	183	120	00	
195	八幡平字高ハブ	1	183	126	00	
196	八幡平字黒沢頭	19-2	183	126	00	
197	八幡平字黒沢頭	19-3	183	131	00	
198	八幡平字小館	69-1	184	023	00	
199	八幡平字小館	11	184	025	00	
200	八幡平字小館	2	184	025	00	
201	八幡平字平尻	76	184	025	00	
202	八幡平字平尻	74	184	028	00	
203	八幡平字小館	37-1	184	041	00	
204	八幡平字小館	25	184	043	00	
205	八幡平字糸坪平	46	184	065	00	
206	八幡平字糸坪平	47	184	065	00	
207	八幡平字糸坪平	40	184	066	00	
208	八幡平字糸坪平	35	184	073	00	
209	八幡平字糸坪平	41	184	073	00	
210	八幡平字糸坪平	30	184	074	00	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林						丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
211	八幡平字糸坪平	34	184	074	00	<時期> ○ 丙から甲に対する(D)の支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先）甲の指定する口座
212	八幡平字糸坪平	31	184	075	00	
213	八幡平字糸坪平	32	184	075	00	
214	八幡平字長内野月	25-1	184	076	00	
215	八幡平字糸坪平	16-2	184	078	00	
216	八幡平字長内古館	9	184	080	00	
217	八幡平字長内野月	54	184	080	00	
218	八幡平字長内野月	28-4	184	082	00	
219	八幡平字糸坪平	29	184	083	00	
220	八幡平字長内野月	29	184	083	00	
221	八幡平字長内野月	30	184	083	00	
222	八幡平字長内野月	24-2	184	086	00	
223	八幡平字長内野月	28-3	184	086	00	
224	八幡平字長内野月	20-1	184	091	00	
225	八幡平字長内野月	37	184	091	00	
226	八幡平字長内野月	18	184	092	00	
227	八幡平字長内野月	13-3	184	095	00	
228	八幡平字長内野月	41	184	096	00	
229	八幡平字長内野月	51-3	184	099	00	
230	八幡平字長内野月	49	184	102	00	
231	八幡平字長内野月	51-1	184	103	00	
232	八幡平字長内野月	63-3	184	108	00	
233	八幡平字長内野月	6	184	110	00	
234	八幡平字長内野月	22	184	123	00	
235	八幡平字長内野月	24-1	184	124	00	
236	八幡平字長内	5	184	147	00	
237	八幡平字糸坪平	55	184	148	00	
238	八幡平字長内	76-4	184	148	00	
239	八幡平字上ミ和志賀	71-15	184	156	00	
240	八幡平字上ミ和志賀	71-17	184	156	00	

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
691	八幡平字三の岳	17-10	190	258	00	(甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
692	八幡平字三の岳	17-11	190	259	00	
693	八幡平字三の岳	17-14	190	260	00	
694	八幡平字三の岳	17-16	190	262	00	○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
695	八幡平字三の岳	17-20	190	265	00	
696	八幡平字三の岳	6-2	190	265	00	
697	八幡平字後口田	74	190	265	00	(木材の販売利益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
698	八幡平字三の岳	17-30	190	269	00	
699	八幡平字三の岳	17-28	190	270	00	
700	八幡平字三の岳	17-9	190	273	00	(伐採等に要する経費の算定方法) ○乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費並びに木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
701	八幡平字三の岳	17-25	190	276	00	
702	八幡平字三の岳	11-13	190	291	00	
703	八幡平字三の岳	11-14	190	291	00	(留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
704	八幡平字後口田	75	190	296	00	
705	八幡平字後口田	97-2	190	296	00	
706	八幡平字後口田	76	190	297	00	○丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
707	八幡平字松館野月	37	191	026	00	
708	八幡平字松館野月	38-12	191	029	00	
709	八幡平字天神館	28	191	036	00	
710	八幡平字松館野月	21	191	038	00	
711	八幡平字天神館	21	191	040	00	
712	八幡平字天神館	26	191	040	00	
713	八幡平字天神館	23-2	191	041	00	
714	八幡平字天神館	14-2	191	046	00	
715	八幡平字天神館	13	191	049	00	
716	八幡平字天神館	14-1	191	053	00	
717	八幡平字天神館	5	191	060	00	
718	八幡平字天神館	8	191	060	00	
719	八幡平字天神館	9-1	191	060	00	
720	八幡平字天神館	43	191	062	00	

[illegible]

対象森林						丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
1	八幡平字大林	118-25	173	003	00	<時期> ○ 丙から甲に対する(D)の支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先）甲の指定する口座
2	八幡平字大林	118-26	173	005	00	
3	八幡平字大林	118-29	173	008	00	
4	八幡平字大林	118-30	173	008	00	
5	八幡平字大林	118-31	173	009	00	
6	八幡平字大林	118-32	173	010	00	
7	八幡平字大林	118-33	173	011	00	
8	八幡平字大林	118-9	173	016	00	
9	八幡平字大林	118-5	173	019	00	
10	八幡平字大林	118-6	173	019	00	
11	八幡平字大林	118-4	173	020	00	
12	八幡平字大林	118-2	173	022	00	
13	八幡平字大林	115-6	173	027	00	
14	八幡平字カラメ田	81	173	029	00	
15	八幡平字大林	115-7	173	029	00	
16	八幡平字大林	115-5	173	032	00	
17	八幡平字大林	115-1	173	035	00	
18	八幡平字大林	115-2	173	035	00	
19	八幡平字大林	82-96	173	049	00	
20	八幡平字大林	82-91	173	053	00	
21	八幡平字大林	82-89	173	054	00	
22	八幡平字大林	82-101	173	055	00	
23	八幡平字大林	82-110	173	060	00	
24	八幡平字大林	80	173	065	00	
25	八幡平字大林	82-118	173	101	00	
26	八幡平字大林	82-120	173	103	00	
27	八幡平字大林	82-121	173	104	00	
28	八幡平字大林	82-122	173	105	00	
29	八幡平字大林	82-79	173	119	00	
30	八幡平字大林	82-80	173	121	00	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林						丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
31	八幡平字大林	82-82	173	123	00	<時期> ○ 丙から甲に対する(D)の支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
32	八幡平字大林	82-2	173	124	00	
33	八幡平字大林	82-106	173	128	00	<相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
34	八幡平字大林	82-107	173	130	00	
35	八幡平字大林	82-104	173	131	00	
36	八幡平字大林	107-3	173	139	00	
37	八幡平字大林	69	173	139	00	
38	八幡平字日尊	38	174	024	00	
39	八幡平字外野	22	174	059	00	
40	八幡平字外野	23	174	059	00	
41	八幡平字外野	41	174	080	00	
42	八幡平字外野	58-2	174	106	00	
43	八幡平字外野	60-1	174	109	00	
44	八幡平字カラムエ田	67	174	139	00	
45	八幡平字カラムエ田	84	174	139	00	
46	八幡平字大林	118-39	174	139	00	
47	八幡平字大林	118-40	174	139	00	
48	八幡平字大林	118-43	174	140	00	
49	八幡平字大林	118-44	174	140	00	
50	八幡平字大林	118-45	174	141	00	
51	八幡平字大林	118-47	174	141	00	
52	八幡平字大林	118-16	174	149	00	
53	八幡平字大林	118-15	174	157	00	
54	八幡平字外野	61-9	174	165	00	
55	八幡平字外野	61-3	174	178	00	
56	八幡平字外野	45-6	174	184	00	
57	八幡平字岩崎	105	175	001	00	
58	八幡平字岩崎	106	175	001	00	
59	八幡平字岩崎	100	175	003	00	
60	八幡平字岩崎	108	175	005	00	